

深谷市高等職業訓練促進給付金

令和6年8月30日更新

母子家庭の母または父子家庭の父が、看護師等の専門的な資格を取得するための養成機関で修業中の一定期間、訓練促進給付金を支給します。

対象となる資格

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、デジタル分野等の民間資格（シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等）

対象となるかた

市内に住所のある、20歳未満の子を養育する母子家庭の母または父子家庭の父で次の条件をすべて満たすかた

- ① 請求者が、児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること
- ② 養成機関において6月以上のカリキュラム（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座）を修業し、対象資格の取得が見込まれること
- ③ 過去に本事業による給付金を受給していないこと
- ④ 就業又は育児と修学の両立が困難であると認められること
- ⑤ 本事業と趣旨を同じくする給付を受けていないこと（「併用できない給付金等について」参照）

※支給途中の場合、子が20歳に到達した月まで支給します。

対象期間・支給額

修業期間の全期間（上限4年）

訓練促進給付金	毎月支給	最終12月
市民税非課税世帯	月額100,000円	月額140,000円
市民税課税世帯	月額70,500円	月額110,500円

修了支援給付金	養成課程修了後に1回のみ支給
市民税非課税世帯	50,000円
市民税課税世帯	25,000円

※毎年6月改定の市県民税の課税/非課税、所得額の変更により、8月分より支給額が変更となったり、資格喪失となる場合があります。

※申請者及びその同一世帯に属する方（生計同一の扶養義務者を含む）の市民税が非課税か課税かによって分けられます。また、**世帯全員が非課税でない**と、**非課税の対象にはならないので、ご注意ください。**

※修了支援給付金は、養成機関のカリキュラム修了後に支給します（修業開始時及び修了日においてひとり親であるかたが対象です）。

併用できない給付金等について

求職者支援制度の職業訓練受講給付金、雇用保険制度の訓練延長給付、雇用保険制度の教育訓練支援給付金、その他当該給付金と趣旨を同じくする給付

※当該給付金と併給できない上記給付金等の制度について、ハローワークにて説明を受け、自身で理解し判断した上で当該給付金の支給申請を行ってください。

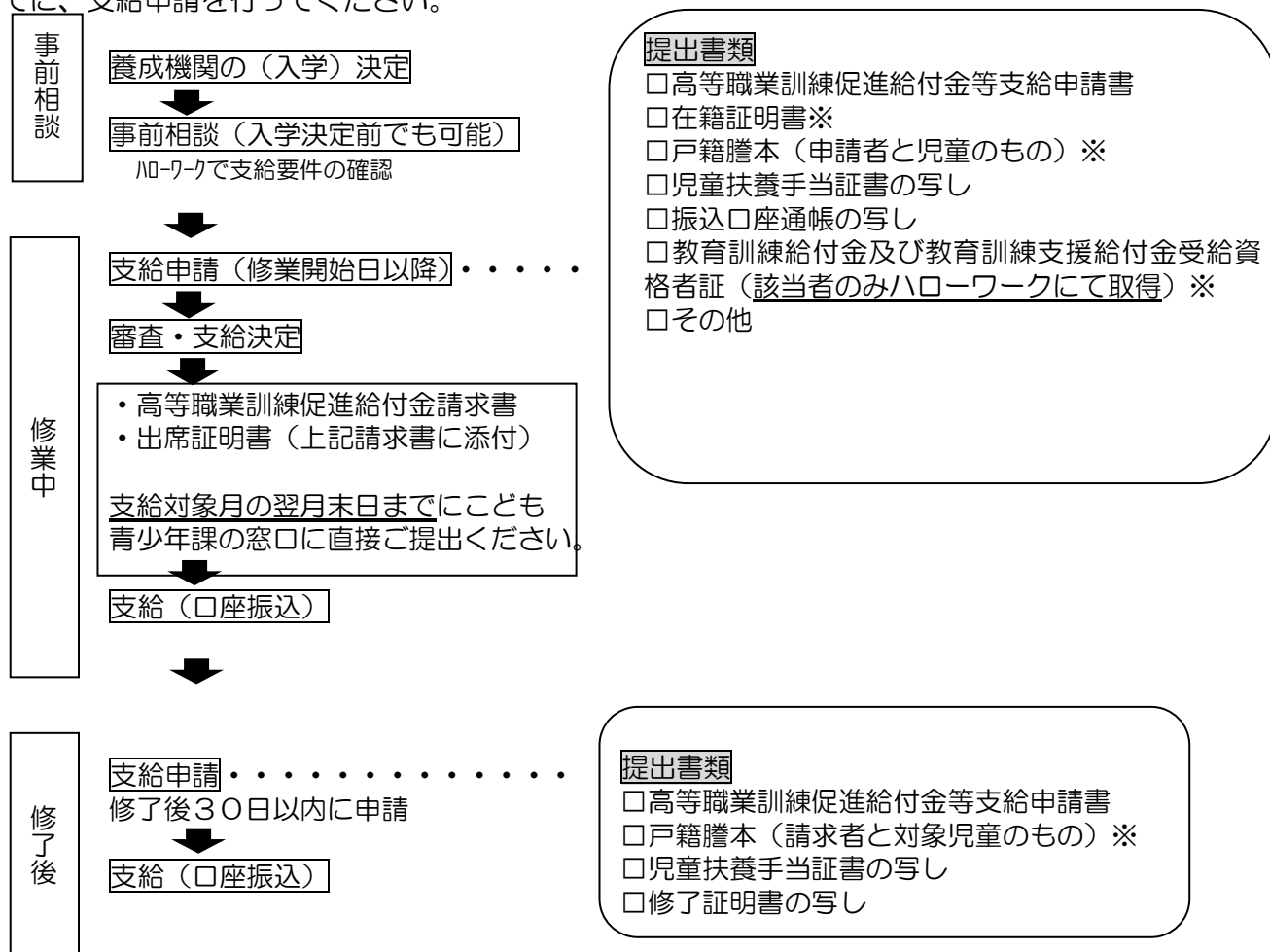
熊谷ハローワーク 電話 048-522-5656（代表）

その他

- 高等職業訓練促進給付金は、1度限りの支給になります。
- 児童扶養手当が扶養義務者の所得により全部停止となっているかたや、公的年金受給により児童扶養手当を受給していないかたでも、本人の所得が児童扶養手当の所得制限の限度以内であれば、対象となります。
- 次のような場合は給付金の支給要件を満たしません。修業中に以下について発生した場合には、速やかに深谷市こども青少年課に報告してください。
 - ① 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなった場合（再婚された場合や子が20歳になった場合）
 - ② 児童扶養手当の所得水準を超えた場合（年度の途中で所得更正をされた場合を含む）
 - ③ 深谷市外に転出した場合
 - ④ 修業を取りやめた場合

申請手続き

こども青少年課で事前相談のうえ、修業を開始した日以降でかつ、受給を開始しようとする月の末日までに、支給申請を行ってください。



※ご提出いただく戸籍謄本等の証明書類は、概ね1ヶ月以内発行のものをご用意ください。

申請窓口・お問い合わせ

深谷市役所こども青少年課(6番窓口) 電話 574-6646(直通)